

東日本大震災への対応について

平成23年7月21日
厚生労働省保険局

医療保険制度における対応について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、平成23年度第1次補正予算及び事務連絡により、下記の対応を実施。

1 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除

- ・ 被保険者証等を紛失した場合も、氏名、生年月日等を申し出ることで医療機関で保険診療を受けることができることとした。（6月末日までの取り扱い。7月1日からは被保険者証が必要。）
- ・ 住宅が全半壊等した方、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の方、原発の事故に伴う政府の避難指示等の対象となっている方などは、被災地以外の市町村に転入した場合を含めて、医療機関に一部負担金等の自己負担を支払わずに受診することができるうこととした。（6月末日までは、口頭で申し立てるだけで免除。7月1日からは、一部地域を除き、各保険者が発行する一部負担金等の免除証明書が必要。）

2 保険料の免除、猶予等

- ・ 保険者の判断により保険料の減免（※）、徴収猶予及び納期限の延長を実施。

※ 健康保険、船員保険

震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所等の保険料を减免

※ 国民健康保険

震災により、主たる生計維持者の住宅が全半壊等した世帯、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯等の保険料を减免

※ 後期高齢者医療制度

震災により、主たる生計維持者の住宅が全半壊等した方、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の方等の保険料を减免

医療保険制度における対応について

3 保険者への財政支援

- ・ 一部負担金等の免除や、保険料の減免を行った保険者への財政措置を実施。
- ・ 審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立替払い。また、立替払いのために借入が必要な審査支払機関に対する支援を実施。

4 医療機関等への配慮

- ・ 医療機関等は、免除した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額（10割）を審査支払機関に請求。
- ・ 医療機関等が、被災により診療録を滅失した場合などには、概算による請求ができることとした。
(3月～5月診療分)
- ・ 被災の方を数多く受け入れた医療機関等については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合や、看護師の配置基準を満たさなくなった場合、入院患者の平均在院日数が基準を超えることとなった場合であっても、入院料の減額措置を行わないこととした。

5 療養費関係

- ・ 今回の震災に伴い、あん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書について、一定の条件の下、療養費支給申請書にその添付を省略することができることとした。
- ・ 被災の方の治療用装具に係る療養費については、装具業者による代理受領により受給することができるのこととした。

医療保険者への財政支援措置

1. 保険料の減免等による損失補填

〈483億円〉

(介護2号保険料分:39億円、計:522億円)

- ①標準報酬の改定の特例による損失の補填 (102億円)
震災に伴い急激に報酬が減少した被保険者の標準報酬月額の即時改定を行った被用者保険者への補助
(※)通常は、報酬に大幅な変動が生じた月から一定の期間(概ね3ヶ月)の平均をもって、その翌月(概ね4ヶ月目)から随時改定を行う。

- ②保険料の減免による損失補填 (381億円)
震災に伴い保険料を減免した(※)保険者への補助
(※)災害により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所等の保険料を減免

2. 一部負担金等の減免による損失補填

〈350億円〉

被災地にお住まいでお困りの方(※)の医療機関等での窓口負担や入院時の食費・光熱水費の自己負担分を減免した保険者への補助

- (※) ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
⑥原発の事故に伴い政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

医療費

入院時の食費・光熱水費

窓口負担

保険給付

自己負担

保険給付

- 義務教育就学前:2割
義務教育就学後～69歳:3割
70～74歳:2割(1割に凍結中)(現役並所得者は3割)
75歳以上:1割(現役並所得者は3割)

- 65歳以上で療養病床に入院する方(密度の高い医療を必要とする方を除く)の食費は所得に応じて、一食460円、210円、130円。光熱水費は原則一日320円。
その他の方の食費は所得に応じて、一食260円、210円、100円

3. 市町村国保等への支援

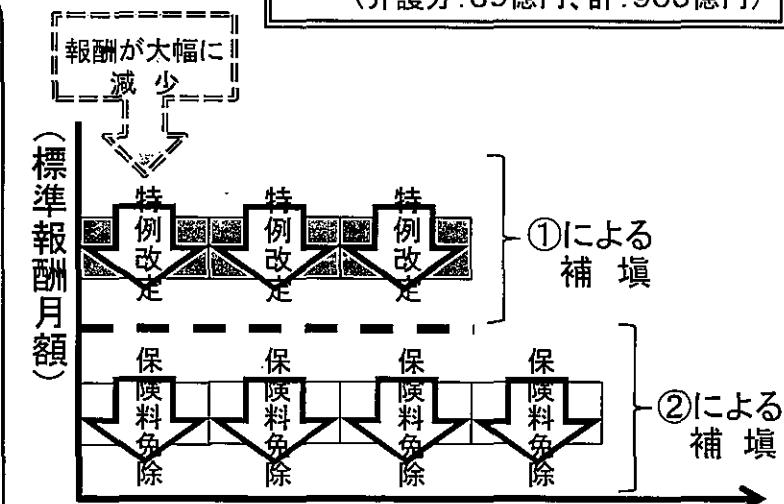
〈32億円〉

- ・市町村国保のシステム復旧費用等への補助
・国保連合会の診療報酬等の立替払いに伴う借入利息に対する補助 等

平成23年度1次補正

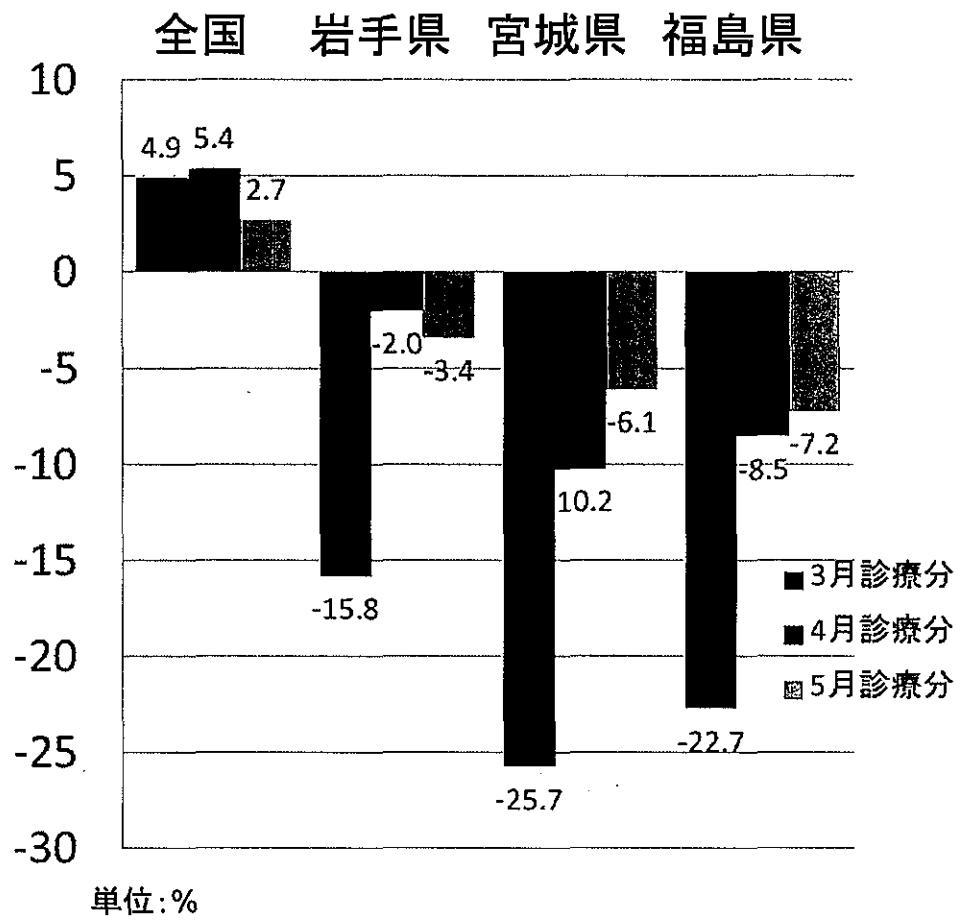
864億円

(介護分:39億円、計:903億円)

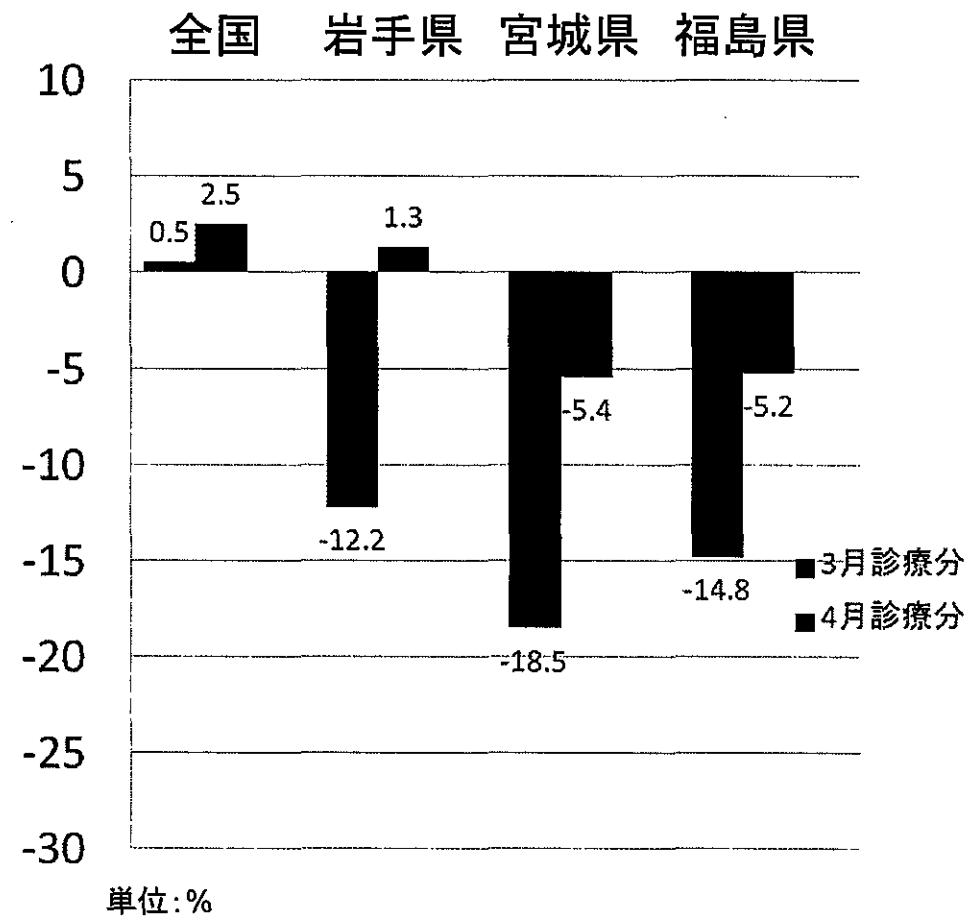


震災後のレセプト受付状況(件数)(前年同月比)

支払基金分



国保連合会分



※ 社会保険診療報酬支払基金及び国保中央会の報告に基づき保険局で作成

平成23年3月診療分(4月処理)の受付状況(支払基金分)

- ・医療機関等の罹災の多かった宮城県及び福島県において、受付件数の大幅な減少。
- ・前年同月対比23~33%程度の減。

(単位:千件、%)

	合計	前年 同月比	医科	前年 同月比	歯科	前年 同月比	調剤	前年 同月比	
全国計	82,766	4.9	46,321	3.8	9,550	▲1.4	26,854	9.5	
災害救助法適用地域	02 青森	737	▲3.2	407	▲5.3	70	▲5.6	259	1.0
	03 岩手	608	▲15.8	336	▲15.7	69	▲21.3	203	▲13.9
	04 宮城	1,061	▲25.7	573	▲26.4	114	▲32.5	374	▲22.1
	07 福島	920	▲22.7	512	▲24.5	97	▲27.6	311	▲17.8
	08 茨城	1,760	▲4.3	971	▲5.1	196	▲11.3	593	▲0.4
	09 栃木	1,267	▲2.6	751	▲3.7	139	▲8.8	376	2.1
	12 千葉	3,458	2.0	1,860	0.1	413	1.2	1,183	5.3
	15 新潟	1,394	2.3	756	1.7	160	▲3.1	477	5.2
	20 長野	1,143	6.9	667	5.9	137	1.2	339	11.3

※ 社会保険診療報酬支払基金からの報告を基に保険局保険課が作成したもの。5

平成23年4月診療分(5月処理)の受付状況(支払基金分)

・医療機関等の罹災の多かった宮城県及び福島県において、受付件数前年同月対比10%程度の減。

・宮城支部の歯科医療機関の受付件数については、前月(▲32.5%減)と同様に大幅な減。

(単位:千件、%)

	合計	前年 同月比	医科	前年 同月比	歯科	前年 同月比	調剤	前年 同月比	
全国計	76,889	5.4	42,900	4.5	9,293	2.2	24,655	8.1	
災害救助法適用地域	02 青森	781	4.6	429	3.4	70	▲0.7	281	7.9
	03 岩手	679	▲2.0	369	▲3.1	70	▲11.6	239	3.0
	04 宮城	1,197	▲10.2	645	▲11.8	125	▲20.4	427	▲3.9
	07 福島	1,002	▲8.5	558	▲10.1	105	▲14.7	338	▲3.5
	08 茨城	1,708	4.5	935	3.6	209	1.8	564	7.1
	09 栃木	1,179	2.7	694	2.1	143	▲1.0	341	5.8
	12 千葉	3,175	3.3	1,695	2.3	423	1.5	1,056	5.8
	15 新潟	1,601	22.7	868	22.6	173	12.6	560	26.4
	20 長野	1,120	12.3	652	12.0	128	2.2	339	17.3

※ 社会保険診療報酬支払基金からの報告を基に保険局保険課が作成したもの。6

平成23年5月診療分(6月処理)の受付状況(支払基金分)

・医療機関等の罹災の多かった宮城県及び福島県において、受付件数前年同月対比4~10%程度の減。

・概算請求届出医療機関が減少(通常の方法で請求することが可能となった医療機関の増加)し、震災から約2か月経過しているが、被災地の岩手・宮城・福島3県は依然として、前年同月比の伸び率はマイナスである。

(単位:千件、%)

	合計	前年 同月比	医科	前年 同月比	歯科	前年 同月比	調剤	前年 同月比	
全国計	75, 041	2. 7	42, 227	1. 9	9, 221	2. 3	23, 552	4. 1	
災害救助法適用地域	02 青森	737	2. 1	406	0. 4	69	1. 8	262	4. 9
	03 岩手	644	▲3. 4	355	▲3. 6	71	▲6. 6	217	▲1. 9
	04 宮城	1, 226	▲6. 1	670	▲7. 1	143	▲7. 8	413	▲3. 8
	07 福島	1, 015	▲7. 2	568	▲9. 4	115	▲4. 7	332	▲4. 1
	08 茨城	1, 684	4. 0	929	3. 0	211	5. 0	543	5. 2
	09 栃木	1, 151	▲0. 1	683	▲0. 9	142	▲1. 2	326	2. 1
	12 千葉	3, 090	▲0. 3	1, 663	▲1. 1	423	1. 5	1, 003	0. 4
	15 新潟	1, 573	21. 7	861	21. 6	174	12. 8	537	25. 2
	20 長野	1, 040	4. 3	608	3. 9	126	0. 7	306	6. 5

※新潟県は、23年4月より市町村の医療費助成事業を受託したことによる増である。

※「合計」欄の数値は、訪問及び審査のみ分を含む数値である。 ※社会保険診療報酬支払基金からの報告を基に保険局保険課が作成したもの。7

平成23年3月診療分(4月処理)の受付状況(国保連合会分)

- ・ 県内の全市町村が災害救助法の適用となっている岩手県、宮城県、福島県では10%を超える受付件数の減少となっている。

件数（一般・退職・後期計）

(単位:件)

	平成23年4月審査分							
	合計	前年 同月比	医科	前年 同月比	歯科	前年 同月比	調剤	前年 同月比
全国計	82,067,561	0.5	47,191,609	▲ 1.6	7,631,481	▲ 0.1	27,244,471	4.5
青森県	986,805	▲ 2.4	568,455	▲ 5.1	58,734	▲ 2.9	359,616	2.3
岩手県	844,516	▲ 12.2	485,588	▲ 13.3	60,681	▲ 16.2	298,247	▲ 9.4
宮城県	1,276,190	▲ 18.5	709,954	▲ 20.4	93,879	▲ 24.6	472,357	▲ 14.0
福島県	1,171,391	▲ 14.8	669,900	▲ 18.0	80,077	▲ 20.0	421,414	▲ 7.9
茨城県	1,672,612	▲ 3.9	957,359	▲ 5.5	143,812	▲ 8.6	571,441	0.4
栃木県	1,186,365	▲ 2.0	723,585	▲ 3.8	102,268	▲ 5.5	360,512	2.9
千葉県	3,509,325	0.6	1,946,933	▲ 1.1	355,687	▲ 1.9	1,206,705	4.2
新潟県	1,644,412	▲ 0.6	919,270	▲ 2.7	141,174	0.1	583,968	2.7
長野県	1,428,467	0.8	843,486	▲ 1.7	125,584	3.7	459,397	4.8

※ 国保中央会からの報告を基に保険局国民健康保険課が作成したもの。

平成23年4月診療分(5月処理)の受付状況(国保連合会分)

- ・宮城県、福島県は、減少幅は縮小しているが、依然として受付件数が前年同月比で減少。

件数（一般・退職・後期計）

(単位:件)

	平成23年5月審査分							
	合計	前年 同月比	医科	前年 同月比	歯科	前年 同月比	調剤	前年 同月比
全国計	81,435,997	2.5	46,698,239	1.5	7,646,015	2.4	27,091,743	4.3
青森県	1,043,824	3.6	598,553	2.3	58,855	▲ 0.2	386,416	6.1
岩手県	959,847	1.3	540,388	▲ 0.3	63,956	▲ 8.4	355,503	5.9
宮城県	1,458,634	▲ 5.4	803,754	▲ 7.4	103,624	▲ 15.9	551,256	0.2
福島県	1,266,466	▲ 5.2	725,077	▲ 7.2	85,998	▲ 11.6	455,391	▲ 0.5
茨城県	1,706,855	1.9	972,416	1.0	150,693	▲ 1.4	583,746	4.3
栃木県	1,186,436	2.0	720,059	1.2	105,348	0.1	361,029	4.1
千葉県	3,475,984	3.0	1,919,977	2.0	367,446	3.2	1,188,561	4.4
新潟県	1,649,495	1.5	919,013	0.8	142,358	2.5	588,124	2.4
長野県	1,430,444	3.5	845,656	2.6	122,028	4.0	462,760	5.0

※ 国保中央会からの報告を基に保険局国民健康保険課が作成したもの。

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。（入院時食事療養費及び入院時生活療養費については、別途定める期限までの間）
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

（窓口負担が免除される方）

(1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- | | |
|---|---|
| ① | 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 |
| ② | 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 |
| ③ | 主たる生計維持者の行方が不明である方 |
| ④ | 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 |
| ⑤ | 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 |
| ⑥ | 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方 |
| ⑦ | 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方 |

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
宮城県	女川町 南三陸町 田村市、南相馬市	平成23年10月 1日 平成23年 9月 1日 平成23年 8月 1日
福島県	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

**◎ご加入の医療保険の保険者への
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。**

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者にお願いします。